

訴訟の提起について（教育委員会関係）

次のとおり不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求訴訟を提起する。

当事者及び 事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 国 2 東京地方裁判所 不当労働行為再審査 申立棄却命令取消請 求事件	卒業式及び入学式において非常勤講師等に対し起立による国歌の斉唱の強制を行わないこと等（以下「本件要求事項」という。）を求めて訴外大阪教育合同労働組合（以下「訴外教育合同」という。）が申し入れた団体交渉を本市が拒否した行為（以下「本件拒否」という。）は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒む不当労働行為であるとして、訴外教育合同が、本市に対し、本件拒否をしないこと及び本件拒否に関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成25年11月7日に、本市に対し、本件要求事項のうち労働条件に関わる事項について誠実に団体交渉に応じるとともに、今後当該事項に関する団体交渉を拒否するような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を訴外教育合同に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので、同年11月20日に、中央労働委員会に対し再審査の申立てを行ったところ、平成26年10月30日に、再審査の申立てを棄却する命令があり、同命令に不服があるので同命令の取消しを求めるもの

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。